

監査委員	監査委員	書記
五木村監査委員 牛草敏憲	五木村監査委員 岡本正	五木村監査委員 印

五監第48号
平成28年11月24日

五木村長 和田拓也様

五木村監査委員 牛草敏憲
五木村監査委員 岡本正



平成28年度定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査期日 平成28年11月17日（木） 1日間
2. 監査対象 平成27年度一般会計歳入歳出決算書掲載「財産に関する調書」のうち「2. 物品」に係る所在確認等監査（決算書P203～212）
3. 監査基準 地方自治法第199条及び標準町村監査基準
4. 実施要領 各課に保管あるいは出先に貸与してある物品について、備品整理台帳の提出を求め、記録の整合性と物品の有無を確認した。

所見

（1）建築工事等に伴い取得した設備の台帳への掲載検討

本来、単品でないと資産評価できない物品（温泉施設のタンク等）を個々に掲載してある。掲載する必要があるならば、例えば役場庁舎にあっては、雨水等の中水濾過装置や防火施設なども、備品台帳に掲載する必要がある。全庁的に統一する必要があり、財務諸表も平成30年度から正式な公表が義務付けられ、税法上の整理方法も変わるとと思われるため、早急に検討されたい。

（2）1万円未満の物品や取得金額が不明な物品の掲載検討

財務規則第99条（1）に物品の種別として「性質又は形状を変更することなく、比較的継続使用に耐えるもの及び長期間にわたり保存すべき物品であつて、1品の取得価格又は取得評価額が1万円以上のもの」とある。この定義に沿った管理が必要であるが、中には消耗品と思われるものも掲載してあった。

全体的に台帳整理ができておらず、やや正確性に欠ける点も見受けられ、台帳が整備される前の昭和30年代に取得されているものなど、取得価格が不明なものも多々あった。

（3）決算書に掲載される100万円以上の物品の確認作業の実施

備品整理台帳と決算書掲載物品の確認作業については、担当課によっては4～5年に一度のという課もあり、現実に物品がないと思われるため、財務規則第107条の規定に基づき、確認作業を実施されたい。

平成28年定期監査指摘事項等一覧

課名	種別	指摘事項や要改善事項
	決算書	ウォータージャケット(山火事消火用水嚢)については、年末警戒時に数量(60個)を再確認されたい。
	決算書	ノートパソコンが43台とあるが、現在職員が使用しているパソコンはリースである。
総務課	台帳	ゴム印が掲載してあるが、消耗品ではないか。
	台帳	ワープロ・プリンター・パソコンラックについて、所在が確認できなかつた。特にワープロにおいては、現在使われておらず、処分されているのではないか。
	台帳	和太鼓・横笛・ドラ、バチ・衣装について、実際の保管場所(林業センター)が明確でない。貸与しているならば、財務規則第103条に則つて明確にすべきである。
住民税務課	台帳	地籍調査で使用されるトータルステーション(測量機器)について、建設課の台帳に掲載してあるので、所管の異動をされたい。
保健福祉課 (診療所含む)	台帳	機能訓練用リフト付きバス・カメラ・ワープロ・タイヤロック(税務)が掲載されているが、物品が確認できず、タイヤロックについて(は、所管の異動をされたい。
	決算書	多要素心電計(H14取得)・パソコン1式(H11取得)は、使用されているのか。またパソコンについては、H11取得のものを現在も使用しているのか確認し、決算書や台帳を整理されたい。
	決算書	診療所貸与の遠隔画像診断装置については、現在使用されていないと思われるため、確認し処分等の検討をされたい。
農林課	台帳	林業センターの調理台と体育館舞台下にある台車(ハイド椅子等収納用)については、建物と一体と考えて良いのではないか。
	決算書	味噌加工所について、台帳には掲載してあるが、決算書には掲載していない。上記のこととも踏まえ、統一が必要。
建設課	決算書	農業集落排水施設機械及びポンプ施設も他課施設との統一が必要。(なお、ポンプ施設においては、前年度末→1。決算年度末→8。修正をされたい。
	決算書	住民税務課指摘と同様で、建設課で使用しないのであれば所管の異動が必要。
ふるさと振興課	台帳	冷蔵庫(交流センター)の記載が決算書にはあるが、台帳にはなし。
	決算書	温泉タンクや木質ボイラー等、工事請負による取得についての掲載が必要か検討を要する。なお、貸与先(株)子守唄の里五木)の明示も必要。
教育委員会	決算書	コンピューター1式・パソコン1式・教育用、校務用パソコン1式などあるが、小学校と中学校で重複している部分がある。また、コンピューターとパソコンは同じなのではないか。
	決算書	ナイター照明を物品扱いにしてあるが、移動できるものではなく、不動産扱いで構わないのではないか。例えば、小中学校に国旗掲揚台やバッケネット、遊具などがあるが、100万円以上するものは決算書に掲載する必要があるのではないか。